

振込規定

1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店（ゆうちょ銀行を含みます。）にある受取人の預金口座（振替口座を含みます。）あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
 - ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。
 - ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1回及び1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名及びその電話番号も正確に入力してください。

3. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 第1項及び第2項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、お取扱明細票（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

- (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。ただし、ゆうちょ銀行が振込先の場合には、当金庫が振替の請求人となり所定の手続を行います。

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- ② 文書扱いの場合には、依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 窓口営業時間終了後及び銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合は、第1項の規定にかかわらず、依頼日の当日に電信扱いで振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

5. (証券による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受け入れはしません。

6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座（振替口座を含みます。）に振込金の入金が行われていない場合には、速やかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関（ゆうちょ銀行を含みます。）に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名及び振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 第1項の訂正の取扱いについては、提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、取り扱ったときは、これによって生じ

た損害について当庫は責任を負いません。

- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。
 - ④ 現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 第1項の組戻しの取扱い及び組戻しされた振込資金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 第1項において、連絡先の記載の不備・ご入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

10. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却いたしません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするとき

も店頭表示の振込手数料をいただきます。

- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

1 1. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

1 2. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等及びこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

1 3. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振り替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定、カード規定及び法人カード規定により取扱います。

1 4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項及び第2項と同様にお届けください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人・保佐人・補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張できません。

1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると

認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示及び当金庫ホームページ掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項及び第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和8年7月1日現在)